

## 砥部町放課後児童クラブ管理システム導入運用業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、砥部町放課後児童クラブ管理システム導入運用業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により構築業務の受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務の名称

砥部町放課後児童クラブ管理システム導入運用業務

#### (2) 業務内容

「砥部町放課後児童クラブ管理システム導入運用業務公募型プロポーザル企画提案仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

#### (3) 履行期間

##### ア 導入業務

契約締結日から令和8年12月31日まで

##### イ 運用業務

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

#### (4) 提案限度額

##### ア 導入業務

319,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

##### イ 運用業務

令和9年1月から令和9年3月まで 343,200円

令和9年4月から令和13年12月まで 7,147,800円

5年間合計7,491,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 3 日程

プロポーザルの全体の日程は、次のとおりとする。

- |                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 公募及び質問受付開始              | 令和8年8月10日      |
| (2) プロポーザル参加意向申出書及び質問書の提出期限 | 令和8年8月25日17時まで |
| (3) 参加資格確認結果通知書の発送及び質問書への回答 | 令和8年9月2日まで     |
| (4) 提案書提出期限                 | 令和8年9月15日17時まで |
| (5) プレゼンテーション               | 令和8年9月25日を予定   |
| (7) 選定結果通知書の発送              | 令和8年10月上旬を予定   |
| (8) 契約の締結                   | 令和8年10月中旬を予定   |

### 4 参加資格

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出期限時点において、本町における競争入札参加資格を有し

ており、本要領の公告日から契約相手の特定の日まで、砥部町物品供給等入札参加資格停止措置規程(平成28年砥部町告示第1号)による指名停止措置を受けていないこと。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (3) 砥部町暴力団排除条例(平成23年砥部町条例第16号)第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団員等でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続きの申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による民事再生手続開始の申し立てをしているなど、経営状態が著しく不健全ではないこと。
- (5) ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)又はプライバシーマーク認証を取得していること。

## 5 プロポーザル参加意向申出書の提出

参加を希望する者は、(1)の提出期限までに、(2)に掲げる書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年8月25日(火)17時(必着)

### (2) 提出書類

- ア プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)
- イ 会社概要書(様式任意)
- ウ 業務実績確認書(様式任意)

### (3) 提出先

15の「提出先・問い合わせ先」のとおりとし、持参又は郵送により提出すること。

なお、持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く9時から17時までとし、郵送の場合は、期限必着とする。

### (4) その他

プロポーザル参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第7号)を提出すること。

## 6 質問の受付及び回答

- (1) 企画提案の募集にあたり質問がある場合は、質問書(様式第4号)に記入し、令和8年8月25日(火)17時までに電子メールで行うこと。
- (2) 電子メール以外での質問には応じないこととする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問い合わせをする。
- (3) 質問書を提出する際のメールのタイトルは「砥部町放課後児童クラブ管理システム導入運用業務プロポーザル質問書(業者名)」とし、15の「提出先・問い合わせ先」に送信すること。
- (4) 質問に対する回答は、令和8年9月2日(水)までにプロポーザル参加意向申出書の提出があったすべての者に対し、プロポーザル参加意向申出書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

## 7 参加資格の確認結果等通知

プロポーザル参加意向申込書を提出した者には、令和8年9月2日(水)までに参加資格確認結果

通知書(様式第2号)により参加資格の有無を通知するとともに、参加資格を有する者には、プロポーザル関係書類提出要請書(様式第3号)により提案書等の提出を要請する。

## 8 提案書等の提出

参加資格確認結果通知書により参加を認められた者は、(1)の期限までに(2)に掲げる書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年9月15日(火)17時

### (2) 提出書類

ア 提案書(任意様式) 7部

イ 放課後児童クラブ管理システム機能要件一覧(電子メールでも提出すること。) 1部

ウ 見積書(様式第5号) 1部

### (3) 提出先

15の「提出先・問い合わせ先」のとおりとし、持参又は郵送により提出すること。

なお、持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く9時から17時までとし、郵送の場合は、期限必着とする。

### (4) 留意事項

#### ア 提案書

提案書は、下記の項目により、仕様書及び放課後児童クラブ管理システム機能要件一覧の内容を踏まえ作成すること。用紙は、原則A4カラー両面使用とし、目次とページ番号を付すること。

なお、提案はすべて提案書に記載し、要件を満たさない内容がある場合はそれを明記すること。また、仕様書に示していない内容であっても、本町にとって有益になると思われるシステム機能や企画等については、積極的に提案すること。

#### イ 放課後児童クラブ管理システム機能要件一覧

放課後児童クラブ管理システム機能要件一覧に記載の各項目について、提案の内容が標準実装の場合は「○」、カスタマイズ及び代替案で対応可能な場合は「△」、対応不可の場合は「×」を記載し、代替案については備考欄に記載すること。

#### ウ 見積書

見積額については、導入及び運用業務それぞれ提案限度額以内の額とし、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。また、明細書(任意様式)も提出すること。さらに、「イ 放課後児童クラブ管理システム機能要件一覧」においてカスタマイズ及び代替案により機能要件を満たす場合には、追加で必要となる費用を見積額に含めること。

なお、運用業務に係る費用については、令和8年度以降の運用業務に係るすべての費用の合計を記載することとし、各年の運用業務に係る費用については、特別な理由がない限り2年目以降の増額は認めない。

## 9 提案内容のプレゼンテーション・ヒアリングの実施

- (1) 次によりプレゼンテーション・ヒアリングを実施するものとし、日程については、提案者へ電子メールで通知する。(オンラインでの参加も認めるものとする。)

ア 実施日

令和8年9月25日(金)(予定、時間未定) 45分間

イ 実施場所

砥部町中央公民館2階会議室(予定)

ウ 出席者

4名まで(オンラインでの参加者を含む。)

エ 使用機材

プロジェクター、スクリーンは本町が準備する。

オ 順番

提案書を受け付けた順番とする。

カ 時間配分

時間配分は任意とするが、概ね30分、質疑応答も含めて45分間とする。

- (2) オンラインでの参加を希望する提案者は、提案者がオンライン会議室を準備し、入室方法を事前に担当者へ電子メールで通知すること。

なお、オンライン会議は事前に接続テストを行うものとする。

- (3) 提案書記載内容の確認

提案者は、提出した提案書の内容について、本町から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

## 10 評価基準

- (1) 評価は、「8 提案書等の提出」により提出された書類による要件評価及び価格評価、「9 提案内容のプレゼンテーション・ヒアリングの実施」により行われたプレゼンテーション・ヒアリングによる評価の合計で行う。

- (2) 採点基準及び配点は「評価項目一覧表」のとおりとし、プレゼンテーション・ヒアリング評価は、次に掲げる表の評価に応じた率を乗じ算定し、要件評価及び価格評価は、「評価項目一覧表」の「2. 要件評価」及び「3. 価格評価」の基準により算定する。

|   |             |        |
|---|-------------|--------|
| A | 特に優れている。    | 配点×1.0 |
| B | 優れている。      | 配点×0.8 |
| C | 普通である。      | 配点×0.6 |
| D | 一部改善の余地がある。 | 配点×0.4 |
| E | 改善の余地がある。   | 配点×0.2 |

- (3) プレゼンテーション・ヒアリングによる評価は、砥部町放課後児童クラブ管理システム導入運用業務プロポーザル審査委員会設置要領(砥部町訓令第13号)に規定する審査委員会において行う。

- (4) 合計得点が同点となった場合は、審査委員会で協議して順位を決定する。

評価項目一覧表

1. プレゼンテーション・ヒアリング評価

| 評価項目                        | 評価の視点                                                                                           | 配点   |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 基本指針、システムのコンセプト             | 提案するシステムのコンセプトや特徴が本町の目的等に沿ったものか。<br>職員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上等、有用な特長や提案が具体的に示されているか。                | 100点 |
| 業務実績                        | 保育業務を総合的に支援するシステムの実績が十分にあるか。                                                                    | 30点  |
| 業務スケジュール                    | 令和9年1月4日に使用開始することを踏まえ、作業例、作業分担や作業工数は具体的で現実的なものか。<br>日程管理ができているか。                                | 50点  |
| サポート体制<br>(ヘルプデスク・研修)       | ヘルプデスク等のサポート体制は、有用な提案が具体的に示されているか。ヘルプデスクにおいて対応品質を向上させるための取組は実施されているか。<br>職員に対する研修は、十分に考えられているか。 | 100点 |
| 運用・保守に関する事項                 | システムの運用・保守に必要な体制や内容について、有用な提案が具体的に示されているか。保守の範囲や不具合が発生した際の対応について、有用な提案が示されているか。                 | 100点 |
| セキュリティ対策及び信頼性の確保についての考え方や対応 | システムの安全性を確保するための対策について、有用な提案が具体的に示されているか。                                                       | 50点  |
| その他の提案                      | その他、本町にとって有益で具体性のある提案があるか。                                                                      | 20点  |
| 小 計                         |                                                                                                 | 450点 |

2. 要件評価

| 評価項目   | 評価の視点                                 | 配点   |
|--------|---------------------------------------|------|
| 機能要件一覧 | 別紙「放課後児童クラブ管理システム機能要件一覧」の回答に基づき、採点する。 | 450点 |

3. 価格評価

| 評価項目   | 評価の視点                                           | 配点   |
|--------|-------------------------------------------------|------|
| 参考見積価格 | 100点×参加者の中で最低の参考見積金額÷当該参加者の参考見積金額<br>※小数点以下切り捨て | 100点 |

|     |  |       |
|-----|--|-------|
| 合 計 |  | 1000点 |
|-----|--|-------|

11 契約相手の特定

- (1) 審査委員会において、提案の評価などを「10 評価基準」により総合的に審査し、一定の水準

(600点以上)を満たした者の中で1位として決定した者を契約相手として特定する。

- (2) 選定結果については、令和8年10月上旬を予定として自己の結果のみを各提案者に結果通知書(様式第6号)により通知する。

## 12 契約相手との事前協議

契約相手として特定した事業者は、本町と提案書をもとに契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、改めて見積書を提出するものとする。

なお、見積額は原則として「8 提案書等の提出」における見積書(様式第5号)の見積額の範囲内とする。

## 13 契約の締結等

- (1) 砥部町放課後児童クラブ管理システム導入運用業務の契約については、「12 契約相手との事前協議」の事前協議を行った上で契約を締結する。
- (2) 契約締結時期は、令和8年10月中旬を予定する。
- (3) 契約相手が辞退又は特別な理由により契約相手と契約締結ができない場合は、順位付けをした契約相手の順に契約交渉をする。

なお、契約を辞退したことにより、以後の競争入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 14 その他留意事項

- (1) 提案書の文言の表記については、可能な限り平易なものとする。
- (2) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失うものとする。
- (3) 本募集に参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は返却しない。
- (5) 提出された提案書については本募集以外で使用しない。
- (6) 提案書の提出期限後における書類の差替え及び提案書の再提出は認めない。
- (7) 本募集において提出した書類に虚偽の記載をした場合には、提出されたプロポーザル参加意向申出書及び提案書を無効とする。
- (8) 参加者が1者であっても提案書の評価を行い、一定の水準を満たしていると判断した場合は、契約相手として特定する。

## 15 提出先・問い合わせ先

〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町宮内1369番地

砥部町子育て支援課 担当 佐川 達哉

TEL : 089-962-6171 E-mail : 055kosodate@town.tobe.ehime.jp